

保津川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・ 禁止区域の設定

2 新旧対照表

変更前			変更後		
(禁止区域) 第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。			(禁止区域) 第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は遊漁してはならない。		
ア魚種	イ区域	ウ期間	ア魚種	イ区域	ウ期間
全魚種	略	(略)	全魚種	略	略
	略	(略)		略	略
			桂川本流の西芳寺川合流点の下流側から下流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	